

## 岡南大橋風向風速計更新設計業務委託特記仕様書

本業務の施行に当たっては、岡山市調査，設計，測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

- 1 履行期限を厳守すること。
- 2 受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者及び照査技術者の通知を行い、承認を得ること。  
なお、市担当監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。
- 3 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- 4 本作業中において疑義を生じたときは、計画機関と受注者との協議のうえ決定する。
- 5 業務計画書
  - (1) 受注者は、着手までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 6 納入成果品  
簡易報告書（電子成果物含む） 1部
  - (1) 簡易報告書とは、紙に印刷した成果品を簡易加除式ファイルに綴じたものとする。
  - (2) 図面は縮小版（A3）で印刷したものを簡易報告書内に綴じ提出すること。
- 7 各種図面のファイル化について
  - (1) 各種図面（平面図、縦断図、標準断面図、横断面図、構造図、用地図（公図含む）等）は電子ファイル化して提出のこと。
  - (2) 受注者がCADソフトを利用する場合は以下によること。
    - 1) 使用のCADソフト名及びそのバージョンを記載して提出のこと。
    - 2) CADソフトはSXFレベル2に対応しているものを使用すること。（可能な範囲）
  - (3) 記録媒体は、CD-Rの使用を原則とするが、他の記録媒体による場合は監督員と協議すること。
  - (4) 記録媒体のフォーマット形式については sfc 形式及び pdf 形式を基本とするが監督員と協議すること。
  - (5) 提出する記録ファイルについて、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。（格納された全てのファイルについて実施）
    - 1) 市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。
    - 2) ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出す

ること。

8 設計にあたっては、受注者の創意工夫や技術力を発揮し、以下のものとなるよう最大限努めること。

- (1) 建設されたものが良品であること。
- (2) 低コストで建設できること。
- (3) 高耐久性であること。
- (4) 建設後の維持管理費が低廉であること。
- (5) 解体コストが低廉であること。
- (6) 解体時にリサイクルが容易であること。
- (7) 安全性が高いこと
- (8) バリアフリー、ユニバーサルデザインの検討を行い、その結果を設計に反映すること。

9 設計対象

本業務の対象、以下のとおりとする。

- (1) 気象観測センサの種別・・・風向風速計
- (2) 気象観測センサの台数・・・1台
- (3) 支柱および基礎・・・・・・・・有り
- (4) 気象監視装置機能・・・・・・・・有り
- (5) 伝送方式の設計・・・・・・・・有り
- (6) 気象表示板・・・・・・・・無し
- (7) 上位局の設計・・・・・・・・無し

10 業務内容

(1) 設計計画

本業務の実施に当たり、業務の目的、主旨および業務内容を把握したうえで、共通仕様書に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

設計に先立って現地踏査を行い、設計範囲、及び貸与資料等との整合性を目視により確認するものとする。現地踏査では現地の状況、他の関連設備、伝送路（既設通信路、回線容量、分岐位置）状況、電源（受電箇所、受電方式、電源供給箇所）等に関する調査を行うものとする。

### (3) 気象観測設備設計

- 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、気象観測センサ設置位置、伝送方式、全体システム構成等の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。
- 2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、気象観測装置の機能、気象観測センサの種別及び規格、支柱の構造、基礎の形状、配管配線の決定、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。

#### ① 気象監視装置・伝送方式

気象監視装置については、運用中の事例を参考に、気象観測データの収集、自動通報、WEB監視、及び周辺機器（伝送装置、ルータ、インターフェース等）の仕様を決定する。

#### ② 気象観測装置

設置目的、立地条件に適した気象観測装置、気象観測センサ及び避雷装置等周辺機器の仕様を決定する。また、受電場所、受電方式及び通信路の接続方法を決定する。

#### ③ 支柱（基礎含む）

- (4) 気象観測センサ及び制御盤等に適する高さ、強度及び装柱条件を有する支柱及び基礎を決定する。

### (5) 概算工事費算出

決定した観測設備設計等に基づき、概算工事費を算出する。

### (6) 報告書作成

上記までの検討内容を報告書として簡潔に取り纏めるものとする。また、設計方針、申し送り事項等をまとめた設計概要版を作成するものとする。

### (7) 照査

設計内容について業務の節目毎に照査を行い、照査結果を管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 設計図面を基に、システム系統、気象観測センサの設置位置、気象観測センサの選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

### (8) 打合せ

業務を円滑に進めるために、業務着手時1回、中間1回、成果物納入時1回の計3回の打合せを行う。打合せ後は速やかに打合せ記録を監督職員に提出する。なお、3回とも管理技術者が立ち会うものとする。

1.1 岡山市のコスト縮減対策について、下記の事項を熟知した上、検討すること。

(1) 「岡山市公共事業コスト構造改善プログラム」を熟知し、具体策を検討すること。

(2) 以下について検討すること。

①工事コスト構造の改善

②事業便益の早期発現

③工事に伴う環境負荷の低減

④工事に伴う通行規制の改善

⑤ライフサイクルコスト（将来の維持管理費等の縮減）構造の改善

※上記は「岡山市公共事業コスト構造改善プログラム」に記載している

なお、このことについては下記のホームページでも確認できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004446.html>

1.2 インハウス VE の実施について

本業務では、インハウスVEを実施することとするが、構造改善プログラム内（別表1）新行動計画（改訂版）の見直しの「インハウスVEの実施」に基づき実施すること。

なお、その記録は「インハウスVE記録（コンサルタント記載用）」で提出すること。

1.3 建設副産物について

受注者は、建設副産物について、以下のことを念頭において設計にあたること。

(1) 建設副産物が発生しない設計（現場内利用・現場内改良）

(2) 資材については、経済性を考慮しながら再生材を使用することを原則とする。

(3) 検討の結果として別添のリサイクル計画書を作成すること。

1.4 警察等の関係機関との協議に必要な資料を作成すること。

1.5 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

1.6 岡山市景観デザイン指針に基づく検討について

本業務は、「岡山市景観デザイン指針」に基づき、周辺の環境や事業の目的等を踏まえ、良好な景観形成が図られるよう適正に設計を行う。なお、景観デザインチェックシートの作成を要する場合は、監督員と十分協議の上、作成すること。

【参考】「公共事業のための岡山市景観デザイン指針」

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012360.html>

## 1.7 使用する技術基準等

受注者は、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書第1201条に定める最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。

## 1.8 再委託について

本業務において主たる部分及び次に示す部分については、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

設計条件の確認、気象観測設備設計

## 1.9 ウィークリースタンスの推進

(1) 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し1週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び16時以降に打合せはしない。
- ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
- ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
- ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
- ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- ⑦ 昼休みや午後5時以降開始の打合せをしない。
- ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
- ⑨ その他、任意に設定。

(2) ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

(3) 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

(4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>